小田原市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、予算の範囲内において、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和４年３月３０日環政計発第２２０３３０１号。以下「国交付要綱」という。）第２９条第１項に規定する間接補助金を地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金として交付することについて、国交付要綱及び小田原市補助金の交付等に関する規則（昭和５６年小田原市規則第２号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、国交付要綱及び規則において使用する用語の例による。

（補助金の種類等）

第３条　補助金の種類、補助の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

２　補助金の交付を受けようとする者が本市の市税に滞納がある場合は、交付の対象としない。

３　補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象としない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）

(2) 法人にあっては、役員のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの

(3) 法人でない団体にあっては、団体の代表者が暴力団員に該当するもの

(4) 個人にあっては、暴力団員に該当するもの

４　市長は、補助金の交付を受けようとする者の同意を得た上で、神奈川県警察本部長に対し、その者の情報を提供し、前項の各号に規定するもののいずれかに該当するか否かを確認するものとする。

（交付の申請等）

第４条　規則第４条第１項に規定する交付申請書の様式、提出期限並びに同条第２項及び第３項に規定する申請書に添付を要する書類は、別表に定めるとおりとする。

２　市長は、規則第５条第１項の規定により交付の決定をしたときは、申請者に小田原市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付決定通知書（様式第３号）を交付するものとする。

（申請の取下げ）

第５条　規則第８条第１項に規定する別に定める期日は、補助金交付決定通知書を受領した日から３０日を経過する日までとする。

（変更等の承認）

第６条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、小田原市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金変更承認申請書（様式第４号）に、当該変更等の内容を証する書類を添えて市長に提出し承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

(1) 役員の変更

(2) 事業所の所在地の変更（市外への移転を除く。）

(3) 連絡先の変更

(4) 前３号に掲げるもののほか、その他市長が軽微な変更と認める事項

２　市長は、前項の規定に基づく承認をしたときは、小田原市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金変更承認通知書（様式第５号）を交付するものとする。

３　補助事業者は、第１項ただし書に規定する軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

４　前項に規定する届出は、軽微な変更届（様式第６号）により行うものとする。

（交付の条件）

第７条　この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令及び関連通知の定めによるほか、国交付要綱の

定めるところによること。

(2) 補助事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(3) 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下この条において「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(4) 補助事業者は、取得財産等のうち次のアからエに掲げる財産を、市長の承認を受けないで、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（破棄を含む。）を行ってはならない。

ア　不動産

イ　船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドツク

ウ　上記ア及びイに掲げるものの従物

エ　取得財産等の取得価格が単価５０万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産

(5) 前号の取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定める期間とする。

(6) 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成２０年５月１５日付環境会発第０８０５１５００２号大臣官房会計課長通知。この号において「財産処分承認基準」という。）の例による。また、財産処分承認基準第４に定める財産処分納付金について、環境大臣又は地方環境事務所長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第１項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

(7) 補助対象事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の

完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助対象事業者に納付させることができる。

（補助事業の完了予定期日の変更）

第８条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、市長あてに補助事業の完了予定期日変更報告書（様式第７号）を提出し、その旨を報告するものとする。

２　第11条第２項による実績報告書について、完了予定期日変更報告書を兼ねる旨及び完了予定期日変更報告書に記載すべき事項が記載されている場合には、当該年度実績報告書を前項の完了予定期日変更報告書として取り扱うことができる。

３　前項の規定にかかわらず完了予定期日の変更が補助事業の内容に著しい変更を伴う場合は、第６条に規定する補助金の変更承認申請によるものとする。

（交付の決定の取消し）

第９条　市長は、規則第９条第３項及び第１６条第４項の規定により交付の決定を取り消したときは、申請者に小田原市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金取消通知書（様式第８号）を交付するものとする。

（報告等）

第１０条　市長は、この要綱の施行に必要な限度において、補助事業者に対し、報告をさせ、又は検査を行うことができる。

（実績報告）

第１１条　規則第１３条の規定による実績報告は、小田原市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金実績報告書（様式第９号）に、別表に規定する添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の再確定等）

第１２条　市長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、小田原市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付額確定通知書（様式１２号）により補助事業者に通知するものとする。

２　市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

３　前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金又は加算金を徴するものとする。

（補助金の額の再確定）

第１３条　補助事業者は、補助金に関して、違約金、返還金その他交付金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額するべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第１１条に準じて提出するものとする。

２　市長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、前条第１項に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

３　前条第２項及び第３項の規定は、前項の場合に準用する。

（補助金の返還）

第１４条　市長は、補助事業者が次に掲げる要件に該当したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第３条第３項各号のいずれかに該当したとき。

(3) 規則及びこの要綱に違反したとき。

２　市長は、第９条の取り消しを行った場合において、既に当該取り消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

３　第１２条第３項の規定は、前項の場合に準用する。

（書類の整備保管）

第１５条　補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について第７条第５号で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

２　前項の規定に基づき保管するべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（実施細則）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年１０月１日から施行する。

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第３条、第４条、第８条、第９条関係）

１　重点対策加速化事業

(1) 自家消費型太陽光発電設備（０円ソーラー家庭用・事業者用）

<table>
<tr><td colspan="2">交付金交付の目的</td><td>０円ソーラー（太陽光発電設備を設置するに当たり、建物の所有者の初期投資に係る自己負担額がゼロ円となる契約形態で、一定期間経過後に太陽光発電設備の所有権が建物所有者に移転するものをいう。以下同じ。）による太陽光発電設備に係る整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付対象者</td><td>０円ソーラー事業者</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付対象事業</td><td>自家消費型太陽光発電設備を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
１　地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和４年３月３０日環政計発第２２０３３０３号。以下「国実施要領」という。)別紙２の２(2)ア(ｱ)に定める交付要件を満たすこと。
２　太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。
３　小田原市内に設置されるものであること
４　他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付金額</td><td>５万円／ｋＷ（事業者用として事業所等に設置されるもの）
７万円／ｋＷ（家庭用として住宅等に設置されるもの）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">交付申請書</td><td>様式</td><td>様式第１号</td></tr>
<tr><td>提出期限</td><td>交付申請をする日の属する年度の１月末まで</td></tr>
</table>

	添付書類	1　交付申請書別葉（様式第１号別葉） 2　申請者の登記事項証明書の写し 3　役員等氏名一覧表（様式第２号） 4　申請日の属する年度に取得した完納証明書等の小田原市税に係る滞納が無いことを証する書類の写し 5　その他市長が必要と認める書類
交付金交付決定通知書様式		様式第３号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書類収受後、おおむね１か月
実績報告書	様式	様式第９号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の２月末まで
	添付書類	1　実績報告書総括表（様式第１０号） ※設置個所が複数ある場合のみ。 2　実績報告書個票（様式第１１号（その１）） 3　施工前後の写真 4　PPA契約書の写し（またはリース契約書の写し） 5　その他市長が必要と認める書類
交付金の交付の時期		実績報告書の収受後、１か月以内
その他交付要件		・整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 ・法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例		・交付申請書（様式第１号）、実績報告書（様式第９号）及び実績報告書総括表（様式第１０号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。

(2) ０円ソーラー併用家庭用蓄電池

交付金交付の目的		太陽光発電設備に係る蓄電池の整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。
交付対象者		０円ソーラー事業者
交付対象事業		１(1) の付帯設備として蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1　国実施要領別紙２の２(2)ア(ｲ)に定める交付要件を満たすこと。 2　小田原市内に設置されるものであること 3　他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
交付金額		蓄電池の価格（円/kWh）の１／３ （ただし、５．１６万円/kWh を上限とする。）
交付申請書	様式	様式第１号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の１月末まで
	添付書類	1　交付申請書別葉（様式第１号別葉） 2　申請者の登記事項証明書の写し 3　役員等氏名一覧表（様式第２号） 4　申請日の属する年度に取得した完納証明書等の小田原市税に係る滞納が無いことを証する書類の写し 5　その他市長が必要と認める書類
交付金交付決定通知書様式		様式第３号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書類収受後、おおむね１か月
実績報告書	様式	様式第９号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の２月末まで
	添付書類	1　実績報告書総括表（様式第１０号）※設置個所が複数ある場合のみ。

		2　実績報告書個票（様式第１１号（その１）） 3　施工前後の写真 4　PPA契約書の写し（またはリース契約書の写し） 5　蓄電池の仕様が分かる資料（様式自由） 6　その他市長が必要と認める書類
交付金の交付の時期		実績報告書の収受後、１か月以内
その他交付要件		・ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例		・交付申請書（様式第１号）、実績報告書（様式第９号）及び実績報告書総括表（様式第１０号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。 ・１(1)と同時に交付申請する場合で、添付書類が１(1)の交付申請と重複するものについては、その添付を省略することができる。（実績報告について同じ。）

(3) 太陽光発電設備（自己所有家庭用・事業者用）

交付金交付の目的	太陽光発電設備に係る整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。
交付対象者	住宅又は事業所等に太陽光発電設備を設置する者（PPA及びリースによるものを除く）
交付対象事業	自家消費型太陽光発電設備を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

		1　国実施要領別紙２の２(2)ア(ｱ)に定める交付要件を満たすこと。 2　太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 3　小田原市内に設置されるものであること 4　他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
交付金額		５万円／ｋＷ(事業用として事業所等に設置されるもの) ７万円／ｋＷ（家庭用として住宅等に設置されるもの）
交付申請書	様式	様式第１号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の１月末まで
	添付書類	1　交付申請書別葉（様式第１号） 2　申請者の登記事項証明書の写し※申請者が法人の場合のみ。 3　役員等氏名一覧表（様式第２号） 4　申請日の属する年度に取得した完納証明書等の小田原市税に係る滞納が無いことを証する書類の写し 5　補助申請額の根拠となる資料 6　その他市長が必要と認める書類
交付金交付決定通知書様式		様式第３号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書類収受後、おおむね１か月
実績報告書	様式	様式第９号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の２月末まで
	添付書類	1　実績報告書別葉（様式第１１号（その２）） 2　施工前後の写真 3　その他市長が必要と認める書類

交付金の交付の時期	実績報告書の収受後、１か月以内
その他交付要件	・ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例	・ 交付申請書（様式第１号）及び実績報告書（様式第９号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。

(4) ソーラーシェアリング

交付金交付の目的		ソーラーシェアリングの整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。
交付対象者		ソーラーシェアリング設備を設置する者
交付対象事業		次に掲げる要件を全て満たすものとする。 １　国実施要領別紙２の２(2)イ(ｷ)に定める交付要件を満たすこと。 ２　太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 ３　小田原市内に設置されるものであること ４　他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
交付金額		補助対象事業費（国実施要領別紙２の２(2)イ(ｷ)における補助対象事業をいう。）の１／２
交付申請書	様式	様式第１号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の１月末まで
	添付書類	１　交付申請書別葉（様式第１号別葉）

		2　申請者の登記事項証明書の写し※申請者が法人の場合のみ。 3　役員等氏名一覧表（様式第２号） 4　申請日の属する年度に取得した完納証明書等の小田原市税に係る滞納が無いことを証する書類の写し 5　補助申請額の根拠となる資料 6　その他市長が必要と認める書類
交付金交付決定通知書様式		様式第３号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書類収受後、おおむね１か月
実績報告書	様式	様式第９号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の２月末まで
	添付書類	1　実績報告書別葉（様式１１号（その３）） 2　設置費用の根拠となる資料 3　施工前後の写真 4　その他市長が必要と認める書類
交付金の交付の時期		実績報告書の収受後、１か月以内
その他交付要件		・ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例		・ 交付申請書（様式第１号）及び実績報告書（様式第９号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。

(5) 高効率空調、高効率照明（自己所有）

交付金交付の目的	中小企業等（中小企業基本法（昭和３８年法律第

		１５４号）第２条第１項各号のいずれかに該当するもの及びそれに類するものをいう。以下同じ。）が導入する高効率空調設備又は高効率照明設備の整備費用の一部を補助することによりエネルギー消費を抑制し、もって温室効果ガスの排出抑制を図る。
交付対象者		小田原市内に所在する事務所等に高効率空調設備又は高効率照明設備を設置する中小企業等（リース契約によるものを除く。）
交付対象事業		次に掲げる要件を全て満たすものとする。 １　国実施要領別紙２の２(2)ウ(ｹ)ａ又はｃに定める交付要件を満たすこと ２　他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
交付金額		補助対象事業費の１／２ （ただし、５０万円を上限とする。）
交付申請書	様式	様式第１号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の１月末まで
	添付書類	１　交付申請書別葉（様式第１号別葉） ２　申請者の登記事項証明書の写し ３　役員等氏名一覧表（様式第２号） ４　申請日の属する年度に取得した完納証明書等の小田原市税に係る滞納が無いことを証する書類の写し ５　補助申請額の根拠となる資料 ６　その他市長が必要と認める書類
交付金交付決定通知書様式		様式第３号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書類収受後、おおむね１か月
実績報告書	様式	様式第９号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の２月末まで

	添付書類	1　実績報告書別葉（様式１１号（その４の１）） 2　設置費用の根拠となる資料 3　施工前後の写真 4　その他市長が必要と認める書類
交付金の交付の時期		実績報告書の収受後、１か月以内
その他交付要件		・ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例		交付申請書（様式第１号）及び実績報告書（様式第９号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。

(6) 高効率空調、高効率照明（リース）

交付金交付の目的	中小企業等が導入する高効率空調設備又は高効率照明設備の整備費用の一部を補助することによりエネルギー消費を抑制し、もって温室効果ガスの排出抑制を図る。
交付対象者	中小企業等がリース契約により小田原市内に所在する事務所等に導入する高効率空調設備又は高効率照明設備について、当該機器を調達・納入するリース事業者
交付対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1　国実施要領別紙２の２(2)ウ(ｹ)ａ又はｃに定める交付要件を満たすこと 2　補助金の充当により、中小企業等のリース料負担額が、補助金充当額以上に減ぜられること。

		３　他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
交付金額		補助対象事業費の１／２ （ただし、５０万円を上限とする。）
交付申請書	様式	様式第１号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の１月末まで
	添付書類	１　交付申請書別葉（様式第１号別葉） ２　申請者の登記事項証明書の写し ３　役員等氏名一覧表（様式第２号） ４　申請日の属する年度に取得した完納証明書等の小田原市税に係る滞納が無いことを証する書類の写し ５　補助申請額の根拠となる資料 ６　その他市長が必要と認める書類
交付金交付決定通知書様式		様式第３号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書類収受後、おおむね１か月
実績報告書	様式	様式第９号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の２月末まで
	添付書類	１　実績報告書別葉（様式１１号（その４の２）） ２　設置費用の根拠となる資料 ３　施工前後の写真 ４　リース契約書の写し ５　その他市長が必要と認める書類
交付金の交付の時期		実績報告書の収受後、１か月以内
その他交付要件		・　整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 ・　法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果につい

	てJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例	交付申請書（様式第１号）及び実績報告書（様式第９号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。